

第 8 0 号議案参考資料

議 案 名

桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する給与、費用弁償に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、次の事項について規定する。

- (1) 会計年度任用職員の給与に関すること。 (第 2 条関係)
- (2) フルタイム会計年度任用職員の給料に関すること。
(第 3 条及び別表第 1 関係)
- (3) フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号級に関すること。
(第 4 条、第 5 条及び別表第 2 関係)
- (4) フルタイム会計年度任用職員の給料の支給に関すること。
(第 6 条関係)
- (5) フルタイム会計年度任用職員の各種手当に関すること。
(第 7 条から第 1 1 条まで関係)
- (6) フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理に関すること。
(第 1 2 条関係)
- (7) フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関すること。
(第 1 3 条関係)

- (8) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に
関すること。 (第14条関係)
- (9) フルタイム会計年度任用職員の給与の減額に関すること。
(第15条関係)
- (10) パートタイム会計年度任用職員の各種報酬に関すること。
(第16条から第19条まで関係)
- (11) パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理に関すること。
(第20条関係)
- (12) パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当に関すること。
(第21条関係)
- (13) パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関すること。
(第22条関係)
- (14) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額に関
すること。 (第23条関係)
- (15) パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額に関すること。
(第24条関係)
- (16) 給与からの控除に関すること。 (第25条関係)
- (17) 給料等の特例に関すること。 (第26条関係)
- (18) パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償に関
すること。 (第27条関係)
- (19) パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る
費用弁償に関すること。 (第28条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日